熊本市経済再建・市民生活安心プランの改定について

政策局・経済観光局

目次

１　改定の方向性

２　改定箇所

３　改定の主なポイント

４　今後の方針

1　改定の方向性（プランの延長　及び　中長期的な施策の検討）

（１）内容

●プランの基本施策は変更せず、データ、実績等を時点修正し、計画期間を令和６年（2024年）３月まで延長する。
※令和４年度も引き続き適時的確な対策を講じていく（①感染対策の検証と再拡大への備え＋②緊急対策）。
●地域経済の回復や成長などの中長期的な施策は、感染収束状況や社会経済情勢の変化に応じ検討・対応していく。

（２）スケジュール

R4.４月　　改定
４月～　　適時的確な対策（OODA）の継続・ポストコロナを見据えた中長期的な施策を検討・対応

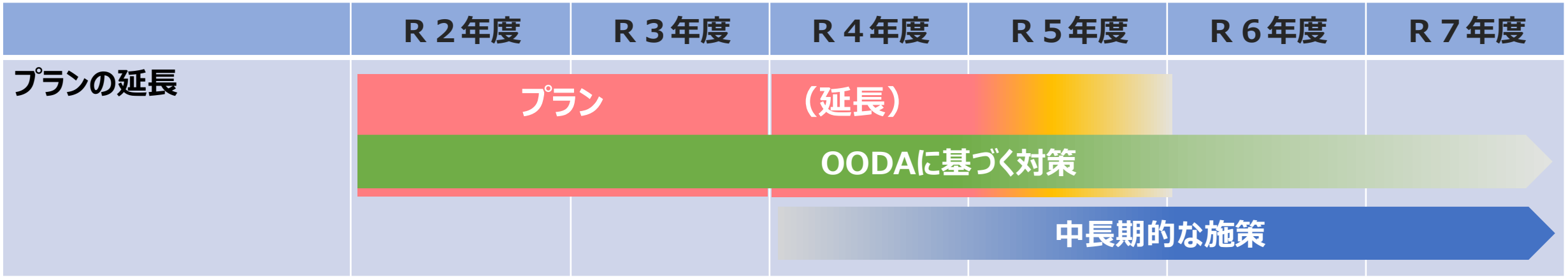

2 改定箇所

改定前

Ⅰ はじめに

1 策定趣旨
2 計画期間

Ⅱ 現状認識と課題

1 感染症について
（1）感染状況
（2）課題
2 市民生活について
（1）市民生活への影響
（2）課題
3 地域経済について
（1）地域経済・雇用への影響
（2）課題
4 市財政について
（1）感染症による財政影響試算
（2）感染症に係る緊急対策

Ⅲ 対策の方向性と基本施策

1 対策の方向性
2 基本施策
施策１感染拡大を防止する
（1）感染拡大防止対策
（2）医療提供体制の整備
施策２市民生活を守る
（1）正しい知識の普及啓発と人権擁護
（2）市民生活・健康の維持
（3）子どもたちの学びと心のサポート
施策３地域経済を再建する
（1）中小企業・小規模企業等の事業継続
（2）雇用の維持と人材育成
（3）域内需要の循環
（4）域外需要の取り込み
（5）「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興
（6）企業誘致と移住促進
施策４強靭な社会経済基盤を構築する
（1）行政のデジタル化
（2）スマートシティの実現
（3）持続可能なまちへの転換

Ⅳ 推進するために

改定後

Ⅰ はじめに	
1 改定趣旨 2 計画期間 3 本プランと対策について	●計画期間を令和６年（2024年）３月まで延長 ●本プランと対策の位置付けを改めて整理
Ⅱ 現状認識と課題	
1 感染症について （1）現状 （2）課題 2 市民生活について （1）現状 （2）課題 3 地域経済について （1）現状 （2）課題	●現状の概況を把握するデータに絞り込みを行うとともにデータ等の時点更新 ●「市財政について」削除 （中期財政見通しの中で整理）
Ⅲ 対策の方向性と基本施策	
1 対策の方向性 2 基本施策 **施策１感染拡大を防止する** （1）感染拡大防止対策 （2）医療提供体制の整備 **施策２市民生活を守る** （1）正しい知識の普及啓発と人権擁護 （2）市民生活・健康の維持 （3）子どもたちの学びと心のサポート **施策３地域経済を再建する** （1）中小企業・小規模企業等の事業継続 （2）雇用の維持と人材育成 （3）域内需要の循環 （4）域外需要の取り込み （5）「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興 （6）企業誘致と移住促進 **施策４強靭な社会経済基盤を構築する** （1）行政のデジタル化 （2）スマートシティの実現 （3）持続可能なまちへの転換	●実施中及び実施予定の対策、Ｒ４当初予算事業を反映 ●施策１（１）に、「ワクチン接種の着実な実施」を追加
Ⅳ 推進するために	

３　改定の主なポイント

Ⅰ　はじめに

① 計画期間を令和６年（2024年）３月まで延長。

② 引き続き本プランに基づき適時的確な対策を講じていくこと、及び、地域経済の回復等の中長期的な施策は感染収束状況や社会経済情勢の変化に応じ適宜検討していくことを改めて整理。

Ⅱ　現状認識と課題

① 「感染症について」、市内の感染者数推移及び病床使用率のデータ等を更新し、衛生資材の確保や相談・検査体制の充実、医療提供体制の強化に加え、希望者へのワクチン接種の着実な実施に取り組む必要があることを明記。

② 「市民生活について」、生活保護相談・申請件数推移、地域コミュニティセンターの活動件数等のデータを更新し、生活困窮者支援や地域活動の減少に伴うサポートに取り組む必要があることを明記。

③ 「地域経済について」、下通新天街通行量、業況DIのデータ等を更新し、引き続き事業継続や雇用の維持、消費喚起などの対策を講じる必要があることを明記。

④ 「市財政について」は、削除。

Ⅲ　対策の方向性と基本施策

①　現在実施中又は実施予定の対策へ更新。

②　前提条件が目まぐるしく変わる感染症対策では、一時点を基に設定したKPIの効果測定が困難であるため、KPIは設定せず、対策における効果については、感染状況に応じた新規感染者数や病床使用率などでその都度判断し、適時的確な対策を講じていくこととする。

③「施策１　感染拡大を防止する」において、「ワクチン接種の着実な実施」を追加し、早期接種完了に向けた接種体制の確保に取り組むことを明記。

④「施策２　市民生活を守る」において、ワクチン未接種者に対する差別等の人権侵害の防止について追記するとともに、非課税世帯等への家計支援などを追記。

⑤「施策３　地域経済を再建する」において、事業間のマッチングや起業家向けの育成プログラムなどの実施、ウィズコロナに対応した観光スタイルの確立、移住促進におけるUIJターン就職希望者に対する支援などを追記。

⑥「施策４　強靭な社会経済基盤を構築する」において、　まちなか再生プロジェクトによる新しい生活様式に対応した取組の促進や地域循環共生圏の創造に向けて環境負荷低減と地域経済の好循環を両立させる取組を推進することを明記。

4　今後の方針

①　感染症対策は、感染状況に応じた対策を適時的確に議論・決定する必要があることから、本プランの方針に基づきながら、対策本部会議等で決定し、実行していく。
②　地域経済の回復や成長などの中長期的な施策は、感染収束状況や社会経済情勢の変化に応じ検討・対応していく。

足下の感染症対策（OODA）

● プランの方針に基づき、感染状況に応じた適時的確な対策

《具体的な内容》

1　感染再拡大の防止
・熊本市医療非常事態宣言の適切な発令

2　医療提供体制の強化
・中和抗体薬の投与体制の強化

3　ワクチン接種の着実な実施
・2回目接種から8か月を経過した医療従事者等への追加接種。

4　小中学校における新型コロナウイルス感染症対策
・学校と児童育成クラブが連携し家庭で対応できない児童の居場所を確保。

5　感染状況等に応じた柔軟な体制強化
・兼務・局内（外）応援・会計年度任用職員の活用等による体制強化。

6　地域経済の再建
・LOOKUP Kumamotoキャンペーン、空き店舗対策

感染状況に応じた適時的確な対策を継続

＋

中長期的な施策（PDCA）

● 地域経済の回復や成長などの中長期的な施策は、感染収束状況や社会経済情勢の変化に応じ検討・対応

《具体的な内容》

1　第８次総合計画の策定において、市政全体の中長期なまちづくりの施策を検討

2　地域経済の回復と更なる成長などに向けた重点施策を検討

ポストコロナを見据えた中長期的な施策を検討・対応

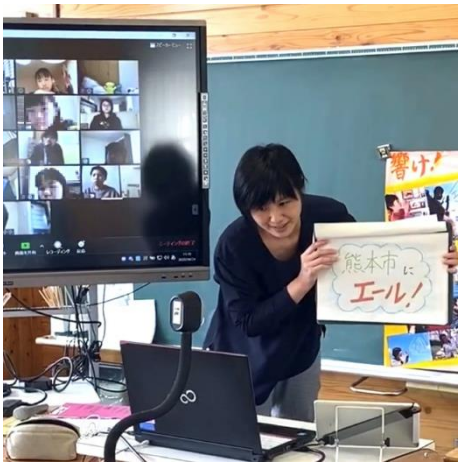

熊本市経済再建・市民生活安心プラン　概要版

令和4年(2022年)4月

写真提供：日本水フォーラム

Ⅰ　はじめに

1　改定趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）は、私たちの生命と健康を脅かし、社会経済活動を縮小させ、日常生活に大きな不安と深刻な影響を与えています。本市では、令和２年（2020年）10月に本プランを策定し、これまで、保健所や医療提供体制の強化、着実なワクチン接種等に取り組むとともに、中小企業等の資金繰り支援や消費喚起策などの緊急対策を講じてきたところです。

しかしながら、新たな変異株が出現するなど、未だに感染の収束が見通せない状況であり、引き続き対策を講じる必要があります。そこで、本プランの計画期間を延長し、必要な改定を行うこととしました。

なお、このプランは、熊本市第７次総合計画の感染症及び経済再建対策に係る分野横断の実施計画に位置付けるものです。

2　計画期間

計画期間は令和６年（2024年）３月までとします。

※感染状況や社会経済情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

3　本プランと対策について

これまでの経験により、感染症対策は、新たな変異株が出現するなど不確実性が極めて高く、その対策の前提条件が目まぐるしく変化するため、適時的確な対応が必要であることがわかってきました。

そこで、本プランの方針に基づき、その時々の感染状況に応じた適時的確な対策を講じてまいります。

Ⅱ　現状認識と課題

※以下の現状と課題は、令和４年（2022年）２月末までのデータ等（業務統計等は改定時の最新の値の集計値）を基に分析を行っています。

1　感染症について

本市においては、令和４年（2022年）１月以降、オミクロン株の影響により爆発的に感染が拡大した結果、１月27日には過去最高となる728名の新規感染者数を確認しました。

感染拡大を防ぎ、市民の命を守るためには、衛生資材の確保や相談・検査体制の充実に加え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の着実な実施に取り組む必要があります。

[熊本市内の感染者数推移]

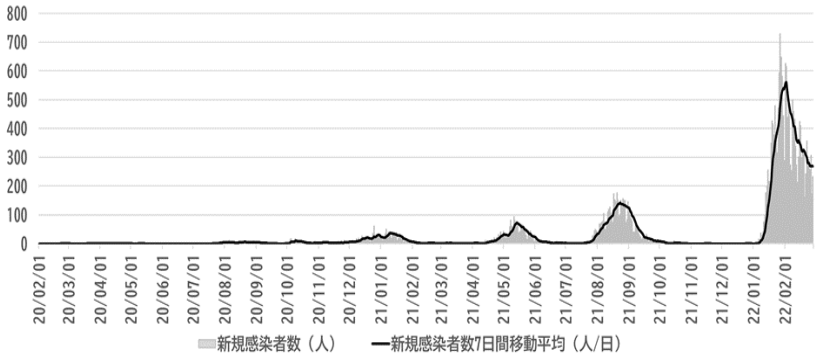

2　市民生活について

感染者等に関する個人情報の取扱い方や人権侵害等、様々な課題が発生しており、正しい知識や人権に関する普及啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、感染拡大防止に向けた営業自粛等に伴う休業等により家計収入が減少し、外出時の感染リスクへの不安から、地域活動や文化芸術・スポーツ活動が減少するとともに、学校の休業等により子どもたちの学習や生活環境は大きく変化しています。心身の健康面を含め市民生活に様々な影響を及ぼしており、生活困窮者支援や子どもたちの学習・生活サポートをはじめ日常生活を支えるための対策を講じる必要があります。

[地域コミュニティセンター活動件数]

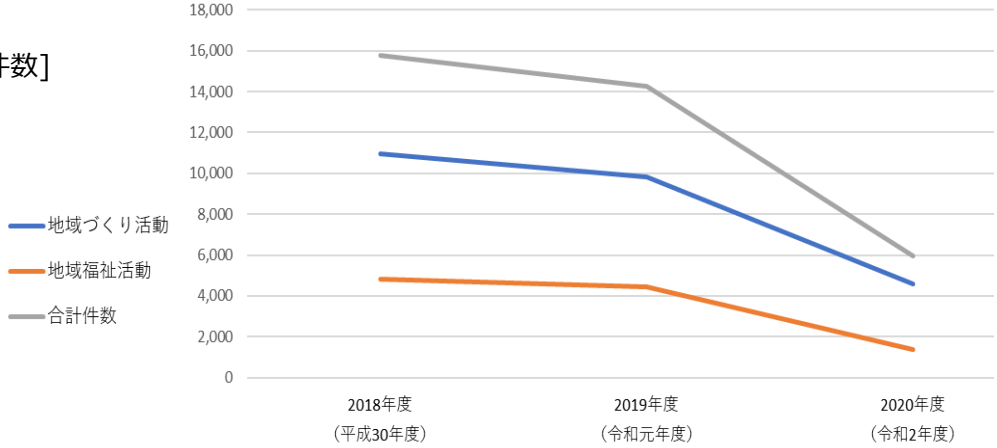

3　地域経済について

感染拡大を防ぐための行動自粛に伴い消費の機会が失われたことにより、飲食業や宿泊業、小売業などサービス業を中心に大きな影響を受けています。

感染症の収束が見通せない中、地域経済や雇用に中長期にわたって打撃を与えることが予測され、事業継続や雇用の維持、消費喚起などの対策を講じる必要があります。

[全産業　業況DIの推移]

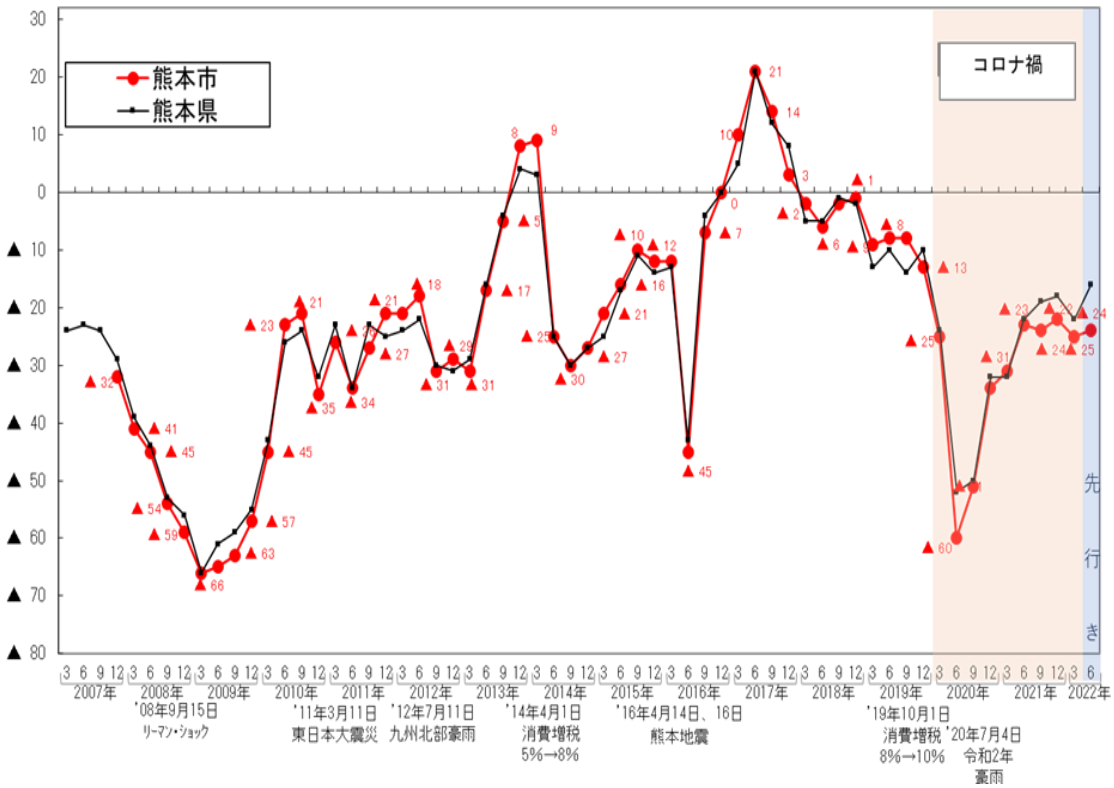

Ⅲ－１　対策の方向性

〝新たな生活スタイルで
経済と市民生活を再建し、安心して暮らせる熊本づくり“

未知の感染症という新たな危機に直面し、熊本地震の経験を通し培われた市民・地域・行政の力を一つにし、「新しい生活様式」を日常生活や社会経済活動に取り入れることで、感染症の再流行に対応し、一人ひとりの生命と健康を守るとともに、地域経済と市民生活への影響を最小限に食い止め、力強く回復させます。

テレワークやオンライン化などの進展や価値観の変化を踏まえ、データやＩＣＴなどの技術を活用しながら、人口減少・少子高齢化等に伴う様々な地域課題を解決するとともに、自然災害や感染症に強くスマートな社会構造に転換していきます。

生命や健康、仕事や暮らし、将来への不安を解消することで、誰一人取り残されず、安心して暮らせる持続可能なまちを実現します。

Ⅲ－２　基本施策

感染症の流行状況に応じ、市民や事業者のニーズ等を的確にとらえ、また国県等の対策と連携し、必要な対策を迅速かつ的確に講じていきます。

施策１　感染拡大を防止する

施策２　市民生活を守る

施策３　地域経済を再建する

施策４　強靭な社会経済基盤を構築する

施策１　感染拡大を防止する

感染拡大の防止に向け、衛生資材確保や相談・検査体制、医療提供体制の充実、ワクチン接種の着実な実施に取り組みます

（１）感染拡大防止対策

①衛生資材の確保

マスク・消毒液等の衛生資材を十分に確保し、医療機関をはじめ学校や保育所、社会福祉施設等へ配備します。

②相談・検査体制の強化

保健所の相談体制の充実を図るとともに、医師会との連携や民間検査機関等を活用し、検査体制を強化します。

③学校・施設等の休業への対応

子どもが安心して過ごせるよう、児童の受け入れ環境や、保護者が就業を継続できる環境を整備します。

④施設等の感染防止対策

公共施設をはじめ社会福祉施設やスポーツ施設等において、感染防止に資する環境整備や運用を行います。

⑤避難所の感染防止対策

指定避難所での衛生資材等を備蓄するとともに、「保健避難所」等を設置し、感染防止対策を徹底します。

⑥ワクチン接種の着実な実施

ワクチン接種を希望する市民への早期接種完了に向けた接種体制を確保します。

（２）医療提供体制の整備

①感染者の受入体制の強化

県や医療機関等と連携しながら、新たな受入病床の確保をはじめとした医療提供体制の整備に取り組みます。

②診療体制の強化

発熱患者が安心して医療機関を受診できる体制の強化に取り組みます。

③感染症指定医療機関の体制強化

県や医師会等と連携し、感染症指定医療機関の診療体制の強化を図ります。

④医療用資器材の確保

医療機関用のサージカルガウンやフェイスシールド等の医療用資器材を確保・備蓄し、安定した医療提供の継続を支援します。

施策２　市民生活を守る

市民生活への影響を最小化するため、正しい知識の普及啓発をはじめ、経済的困窮への対応、市民の健康や文化・スポーツの維持、子どもの学習支援などに取り組みます。

（１）正しい知識の普及啓発と人権擁護

①正しい知識の普及啓発

感染状況等の情報提供に加え、感染対策などの普及啓発に取り組みます。

②人権侵害の防止

人権侵害を未然に防止するための人権啓発や、被害者への支援体制を強化します。

③正確で迅速な情報の発信

あらゆる広報媒体を活用し、だれもが正しい情報を得られるよう正確で迅速な情報の発信に努めます。

（２）市民生活・健康の維持

①家計支援

住居確保支援をはじめ、生活困窮者等に対する相談・支援体制を強化します。

②健康支援

心身の健康維持に加え、フレイル（虚弱）や要介護リスクが高まる高齢者等への健康支援を行います。

③地域活動への支援

ＳＮＳやリモート会議などのデジタル技術の活用等により、地域活動を支援します。

④文化・スポーツへの支援

感染リスクを抑えながら文化芸術に触れる機会を創出するとともに、地域におけるスポーツの機会の確保を支援します。

（３）子どもたちの学びと心のサポート

①学習環境の整備

個別の学習サポートや、教員のＩＣＴ活用能力の向上などに取り組みます。

②相談体制の整備（心のケア）

一人ひとりの状況に応じた相談・フォローアップ体制を整備し、心のケアに取り組みます。

施策３　地域経済を再建する

中小企業等の事業継続や雇用の維持に加え、地域経済の速やかな回復に向け、消費喚起や農水産業振興、企業誘致などに取り組みます。

（１）中小企業・小規模企業等の事業継続

①資金繰り等支援

県と連携した融資制度への利子補給や飲食店等の家賃支援などの本市独自の資金繰り支援を行います。

②事業継続に向けた取組への支援

異業種間の連携やｅコマースの導入に要する費用を助成するなど、現在営んでいる事業の継続を支援します。

③事業転換・新たなビジネスモデル創出

廃業になった方の再起業や事業転換に向けたサポート、新製品の研究開発や関連産業間の連携強化への支援等を行います。

（２）雇用の維持と人材育成

①雇用の維持

収入が減少された方の副業や、雇用維持のための出向の支援を行うとともに、感染症の影響で失業された方や当該失業者を雇用する企業を支援します。

②人材育成

就職やキャリアアップに必要となる資格の取得を支援するとともに、ＩＣＴ活用人材の育成にも取り組みます。

（３）域内需要の循環

①店舗・施設等の環境整備

老朽建築物の建替促進策である、まちなか再生プロジェクトにおいて、「新しい生活様式」に対応したオフィスビルの建設を支援します。

②消費喚起と賑わい創出

国、県、商店街などの関係団体と連携した消費喚起や県内における観光交流の促進、地元農水産物の消費拡大等に取り組みます。

③公共事業の計画的な執行

都市機能の維持向上や自然災害に備え、公共事業を計画的に執行することで、安定した仕事の確保を図ります。

（４）域外需要の取り込み

①観光振興・ＭＩＣＥ誘致

ウィズコロナに対応した新しい観光スタイルを確立するとともに、新たなターゲット開拓や受入環境の整備、ＭＩＣＥ誘致に戦略的に取り組みます。

②物産等の販路開拓

物産展・見本市等への出展を支援するなど、物産業者や製造業等の販路開拓による売上向上を図ります。

（５）「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興

①農水産物の販路拡大

通信販売の活用を支援することで、熊本産品の販路を拡大するとともに、アプリを活用し生産者からの出荷情報等を直接消費者に発信する等、農産物直売所の利用促進を図ります。

②農漁業経営の安定化とスマート農業の推進

農漁業経営体のリスク対応力の強化や雇用労働力確保対策に取り組むとともに、ICTやAI等を活用したスマート農業技術の現場実装を推進します。

（６）企業誘致と移住促進

①企業誘致

首都圏等の企業をターゲットとした誘致活動により、新たな雇用の創出や経済活性化に取り組みます。

②移住促進

UIJターン就職及び首都圏在住リモートワーカー向けワーケーションを核とした移住施策を実施します。

施策４　強靭な社会経済基盤を構築する

感染症や自然災害に強くスマートな社会経済構造に転換し、安心して暮らせる持続可能なまちの実現に取り組みます。

（１）行政のデジタル化

①行政のデジタル化

マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化や人工知能（ＡＩ）を活用した業務効率化などを推進します。

（２）スマートシティの実現

①非接触型・遠隔サービスの充実

キャッシュレス化や医療・介護におけるデジタル化を進めるとともに、小中学校におけるＩＣＴ環境を整備します。

②ＩＣＴ基盤、官民データ連携基盤の整備

行政のＩＣＴ環境の整備を推進するとともに、様々な主体がデータを利活用できる環境を整備します。

（３）持続可能なまちへの転換

①まちなかのウォーカブルの推進

身体的距離を確保し安全・安心に回遊・滞在できるよう、まちなか再生プロジェクトにより歩行空間を拡充するとともに、屋外に休憩施設やカフェの設置等を促進します。

②公共交通の維持

車内の感染防止対策や密の解消に取り組むとともに、市電や路線バス等の運行継続を支援します。

③自転車利活用の促進

「ニューノーマル」に対応できる移動手段として、自転車の利活用を更に促進します。

④地域循環共生圏の創造

「地域循環共生圏」の創造を目指し、地球温暖化対策などの環境負荷低減と地域経済の好循環を両立させる取組を推進します。

Ⅳ　推進するために

我が国のみならず世界経済の動向を視野に入れ、刻々と変化する社会経済情勢を見極めながら、各対策については、適宜、柔軟な見直しを行っていきます。熊本地震の経験や教訓をいかし、市民・地域・事業者・行政が一丸となって危機を乗り越えていきます。

１　市民・地域・事業者・行政が一体となった推進体制

２　熊本県及び近隣市町村との広域連携

３　行財政基盤の確立と迅速かつ効果的な事業展開

４　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた事業展開

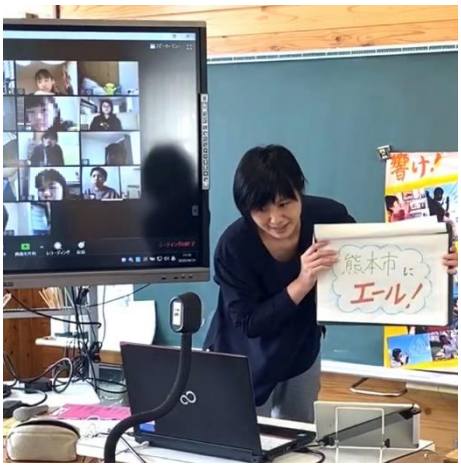

熊本市経済再建・市民生活安心プラン

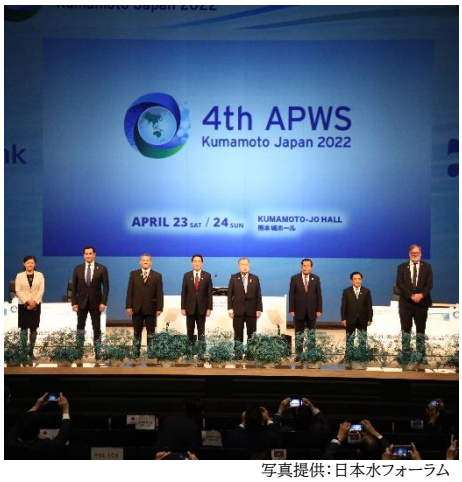

写真提供：日本水フォーラム

令和４年（2022 年）４月

目次

Ⅰ　はじめに　Ｐ１
１　改定趣旨
２　計画期間
３　本プランと対策について

Ⅱ　現状認識と課題　Ｐ２
１　感染症について　2
（１）現状
（２）課題
２　市民生活について　4
（１）現状
（２）課題
３　地域経済について　6
（１）現状
（２）課題

Ⅲ　対策の方向性と基本施策　Ｐ９
１　対策の方向性　9
２　基本施策　10
施策１　感染拡大を防止する　11
（１）感染拡大防止対策
（２）医療提供体制の整備
施策２　市民生活を守る　15
（１）正しい知識の普及啓発と人権擁護
（２）市民生活・健康の維持
（３）子どもたちの学びと心のサポート
施策３　地域経済を再建する　19
（１）中小企業・小規模企業等の事業継続
（２）雇用の維持と人材育成
（３）域内需要の循環
（４）域外需要の取り込み
（５）「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興
（６）企業誘致と移住促進
施策４　強靭な社会経済基盤を構築する　26
（１）行政のデジタル化
（２）スマートシティの実現
（３）持続可能なまちへの転換

Ⅳ　推進するために　Ｐ30

Ⅰ　はじめに

１　改定趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）は、私たちの生命と健康を脅かし、社会経済活動を縮小させ、日常生活に大きな不安と深刻な影響を与えています。

本市では、感染症に対応していくためには、感染状況を見極めつつ、市民生活や地域経済への影響を科学的に分析しながら、必要な対策を適確に講じていくことが重要であるという認識のもと、市民生活や経済への影響を分析し、必要な対策を計画的に実施するため、令和２年（2020 年）10 月に本プランを策定しました。

これまで、令和４年（2022 年）３月までを計画期間として、本プランに基づき、保健所や医療提供体制の強化、着実なワクチン接種等に取り組むとともに、中小企業等の資金繰り支援や消費喚起策などの緊急対策を講じてきたところです。

しかしながら、新たな変異株が出現するなど、未だに感染の収束が見通せない状況であり、引き続き対策を講じる必要があります。

そこで、本プランの計画期間を延長し、必要な改定を行うこととしました。

なお、このプランは、熊本市第７次総合計画の感染症及び経済再建対策に係る分野横断の実施計画に位置付けるものです。

２　計画期間

計画期間は令和６年（2024 年）３月までとします。

※感染状況や社会経済情勢の変化に応じ、適宜見直しを行います。

３　本プランと対策について

これまでの経験により、感染症対策は、新たな変異株が出現するなど不確実性が極めて高く、その対策の前提条件が目まぐるしく変化するため、適時的確な対応が必要であることがわかってきました。

そこで、本プランの方針に基づき、その時々の感染状況に応じた適時的確な対策を講じてまいります。

Ⅱ　現状認識と課題

※以下の現状認識と課題は、令和４年（2022 年）２月末までのデータ等（業務統計等は改定時の最新の集計値）を基に分析を行っています。

Ⅰ　感染症について

（Ⅰ）現状

➢令和４年（2022 年）１月以降、オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大となり、１月 27 日には過去最高となる 728 名の新規感染者数を確認した。

➢令和４年（2022 年）２月上旬をピークに新規感染者数は緩やかに減少しているが、依然として高い水準となっている。

[熊本市内の感染者数推移]

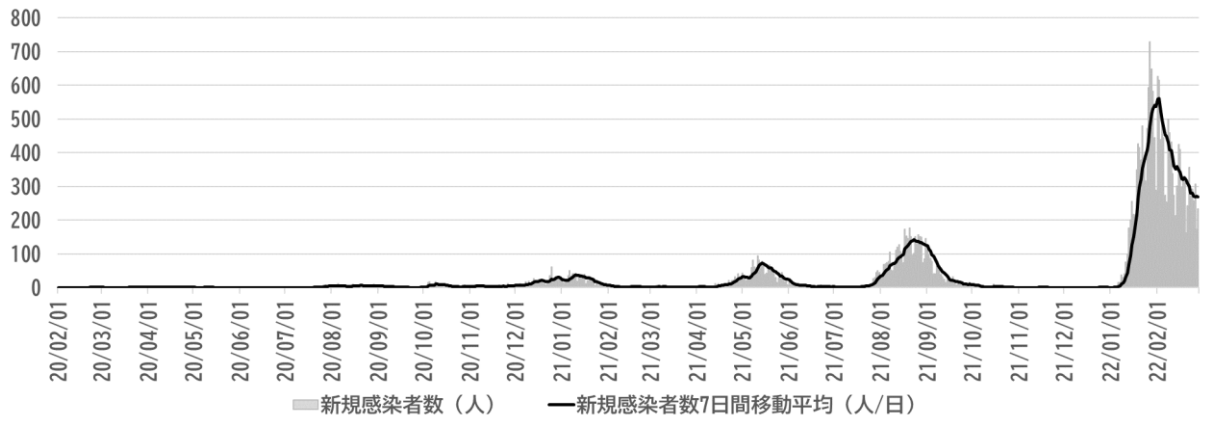

[熊本市の病床使用率]

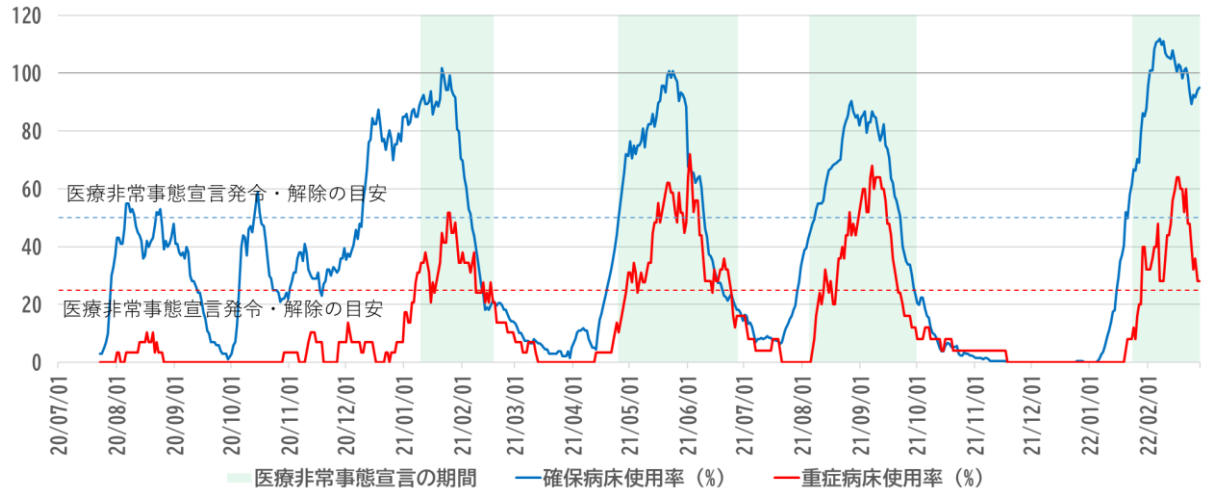

（２）課題

現在、ワクチン接種や治療薬の開発が進められていますが、新たな変異株の出現など、感染症の収束が見通せない中、マスクの着用や三密（密閉・密集・密接）を避けるなど、基本的な感染拡大防止策を徹底していくことが課題となっています。

感染拡大を防ぎ、市民の命を守るためには、衛生資材の確保や相談・検査体制の充実に加え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の着実な実施に取り組む必要があります。

2　市民生活について

（１）現状

①自立支援センター相談件数推移

➢ 令和２年（2020 年）４月から対前年同月比で概ね増加が続いている。

【自立支援センター相談件数】

（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度（令和元年度）	231件	279件	275件	326件	298件	287件	323件	268件	368件	370件	318件	446件
2020年度（令和２年度）	1,129件	1,660件	1,247件	1,439件	1,410件	1,372件	1,342件	1,154件	1,168件	1,530件	2,357件	2,511件
2021年度（令和３年度）	1,751件	1,928件	2,073件	1,735件	2,210件	1,805件	1,600件	1,708件	1,581件	1,128件	1,237件	

②生活保護相談・申請件数推移

➢感染症の拡大後もわずかに減少傾向で推移していたが、令和３年（2021 年）８月～令和４年（2022 年）１月は、相談・申請件数ともに前年同月を上回っている。

【生活保護相談件数】

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
（令和元年度）	234	225	249	269	227	264	266	265	228	242	222	311
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
（令和２年度）	271	236	225	246	250	229	246	240	208	256	241	317
2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
（令和３年度）	246	227	263	270	281	288	274	266	253	283	229	

【生活保護申請件数】

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
（令和元年度）	142	164	165	188	160	183	191	194	158	175	163	223
2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
（令和２年度）	187	153	163	179	162	150	169	177	143	187	155	229
2021年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
（令和３年度）	171	158	174	177	184	192	189	185	167	193	140	

③地域活動状況の一例

➢ 本市地域コミュニティセンターを例にみた場合、児童育成クラブ・趣味活動等を除いて平成 30 年度（2018 年度）は 15,784 件実施されていた地域活動（地域づくり活動、地域福祉活動）が、感染症の拡大に伴い、令和２年度（2020 年度）には 5,957 件まで落ち込んでいる。

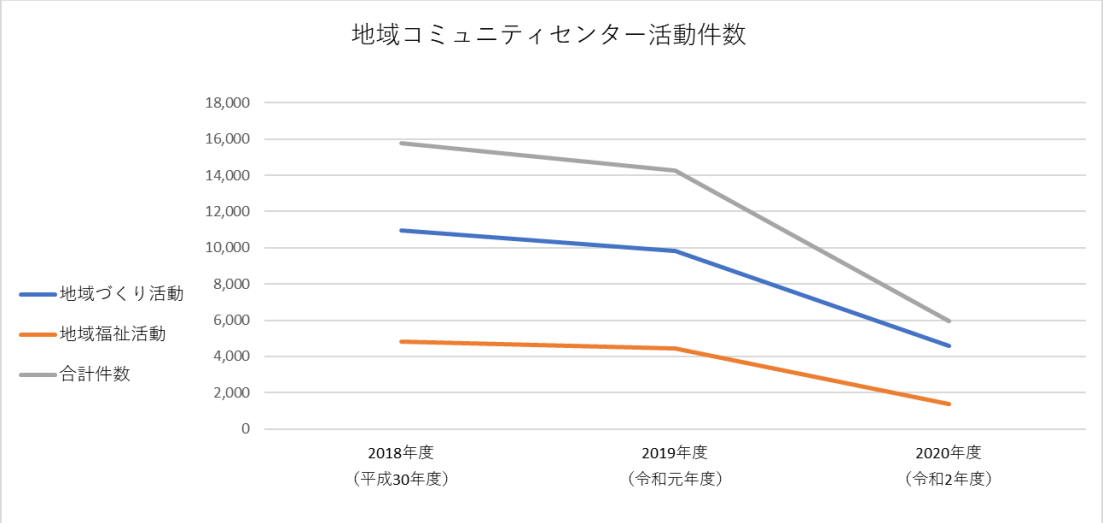

児童育成クラブ、趣味・教養活動等を除く

（２）課題

感染者等に関する個人情報の取扱い方や人権侵害等、様々な課題が発生しており、正しい知識や人権に関する普及啓発に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、感染拡大防止に向けた営業自粛等に伴う休業等により家計収入が減少し、外出時の感染リスクへの不安から、地域活動や文化芸術・スポーツ活動が減少するとともに、学校の休業等により子どもたちの学習や生活環境は大きく変化しています。心身の健康面を含め市民生活に様々な影響を及ぼしており、生活困窮者支援や子どもたちの学習・生活サポートをはじめ日常生活を支えるための対策を講じる必要があります。

3　地域経済について

（１）現状

①外出自粛の影響

➢ 下通新天街の通行量は、感染症流行前と比較すると、感染の拡大・縮小に応じて、マイナス 60%からマイナス 20%の間での増減を繰り返し、縮小期でも従前の状態まで回復しておらず、非常に厳しい状況である。

下通新天街通行量　対感染拡大前比の推移（第3波以降）

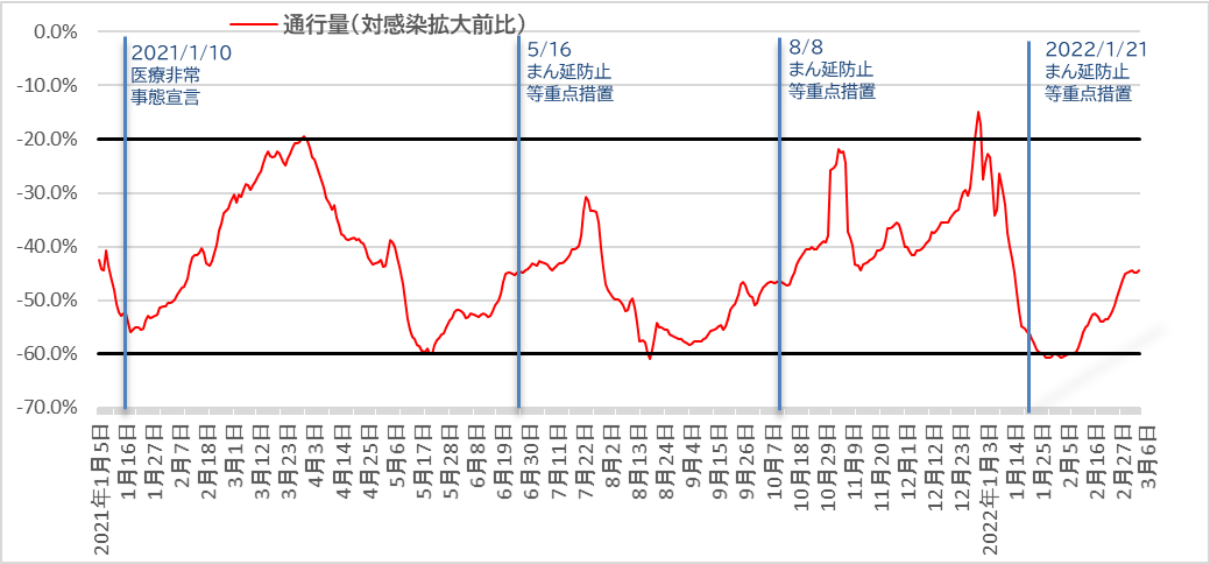

（注）・通行量は、7 日間後方移動平均値
　　・感染症流行前の 2020 年 1 月 18 日から 2 月 14 日までの平均通行量と比較

（出所）「下通新天街商店街振興組合」提供データより作成

②企業や事業者への影響

➢ 業況ＤＩ[1]は、感染症の流行開始直後飲食店を含む個人サービス業や、その取引先となる卸売業及び食料品製造業等の業況の悪化が見られる、リーマン・ショック[2]時の最低値に迫るマイナス 60 まで悪化した。その後、緩やかな回復傾向が見られるものの、不況感が続いていくおそれがある。

➢ 産業別にみると、特に飲食店を含む個人サービス業や、その取引先となる卸売業及び食料品製造業等の業況の悪化が見られる。

[1] 業況DI:※「DI」(ディー・アイ)とは、Diffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの。業況DIは売上高など景況感の判断状況を示し、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答が多く、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答が多いことを示す。

[2] リーマン・ショック:2008 年 9 月にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻したことをきっかけに、世界的に起こった金融危機のこと。

➢ 資金繰りＤＩ[3]は、好不調が概ね均衡している。

➢ 労働力ＤＩ[4]は、感染症流行前から人手不足の状況が続いている。

全産業　業況DIの推移

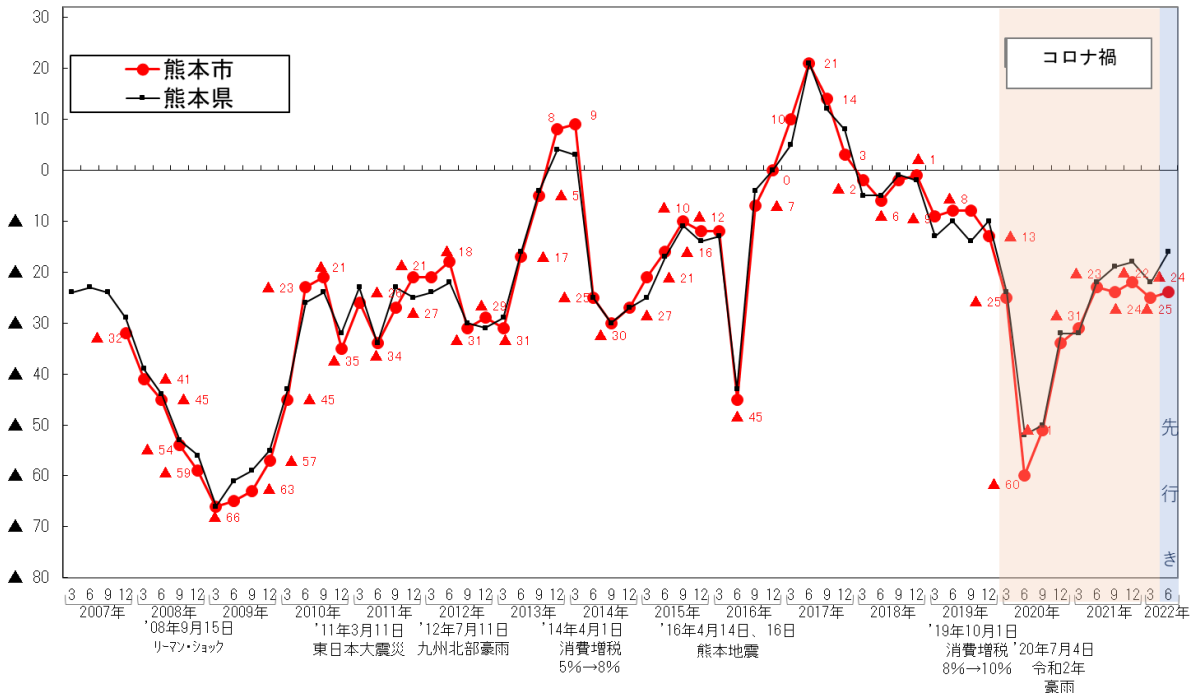

産業別業況等DI

	2021年 10～12月期（前回調査）	2022年 1～3月期（今回調査）	前回調査比	2022年 4～6月期（先行き）	今回調査比
全　産　業	▲ 22	▲ 25	↘	▲ 24	↗
製　造　業	▲ 33	▲ 35	↘	▲ 29	↗
食料品製造業	▲ 67	▲ 64	↗	▲ 30	↗
食料品以外の製造業	▲ 8	▲ 8	→	▲ 27	↘
非 製 造 業	▲ 20	▲ 23	↘	▲ 24	↘
建　設　業	0	▲ 18	↘	▲ 18	→
生産財卸売業	▲ 21	▲ 21	→	▲ 50	↘
消費財卸売業	▲ 56	▲ 50	↗	▲ 43	↗
小　売　業	▲ 47	▲ 45	↗	▲ 35	↗
運　輸　業	▲ 33	▲ 43	↘	▲ 14	↗
事業所サービス業	▲ 3	▲ 8	↘	▲ 5	↗
個人サービス業	▲ 33	▲ 19	↗	▲ 33	↘

資金繰りDI	前回実績（10-12月期）	今回実績（1-3月期）	前回比	先行き（4-6月期）	今回実績比
全産業DI	2	7	↗	3	↘
製造業	14	9	↘	9	→
非製造業	0	6	↗	2	↘

労働力DI	前回実績（10-12月期）	今回実績（1-3月期）	前回比	先行き（4-6月期）	今回実績比
全産業DI	▲ 39	▲ 42	↘	▲ 40	↗
製造業	▲ 32	▲ 30	↗	▲ 30	→
非製造業	▲ 41	▲ 44	↘	▲ 42	↗

（出所）【公財】地方経済総合研究所「熊本市内企業業況判断調査」より作成

[3] 資金繰りDI:「資金繰りが好転している」と答えた事業所の割合から、「資金繰りが悪化している」と答えた事業所の割合を差し引いたもの。※「DI」は前述１に同じ。

[4] 労働力DI:労働力が「過剰」と答えた事業所の割合から「不足」と回答した事業所の割合を差し引いたもの。プラスであれば人手過剰と感じている事業所が多いことを示すとされている。※「DI」は前述１に同じ。

（２）課題

感染拡大を防ぐための行動自粛に伴い消費の機会が失われたことにより、飲食業や宿泊業、小売業などサービス業を中心に大きな影響を受けています。

感染症の収束が見通せない中、地域経済や雇用に中長期にわたって打撃を与えることが予測され、事業継続や雇用の維持、消費喚起などの対策を講じる必要があります。

Ⅲ　対策の方向性と基本施策

１　対策の方向性

「新たな生活スタイルで
経済と市民生活を再建し、安心して暮らせる熊本づくり」

（１）「新しい生活様式」で影響を最小化し、力強く回復させる

未知の感染症という新たな危機に直面し、熊本地震の経験を通し培われた市民・地域・行政の力を一つにし、「新しい生活様式」を日常生活や社会経済活動に取り入れることで、感染症の再流行に対応し、一人ひとりの生命と健康を守るとともに、地域経済と市民生活への影響を最小限に食い止め、力強く回復させます。

（２）デジタル化を進め、強靭でスマートな社会へ転換する

テレワークやオンライン化などの進展や価値観の変化を踏まえ、データやＩＣＴなどの技術を活用しながら、人口減少・少子高齢化等に伴う様々な地域課題を解決するとともに、自然災害や感染症に強くスマートな社会構造に転換していきます。

（３）安心して暮らせる持続可能なまちを実現する

生命や健康、仕事や暮らし、将来への不安を解消することで、誰一人取り残されず、安心して暮らせる持続可能なまちを実現します。

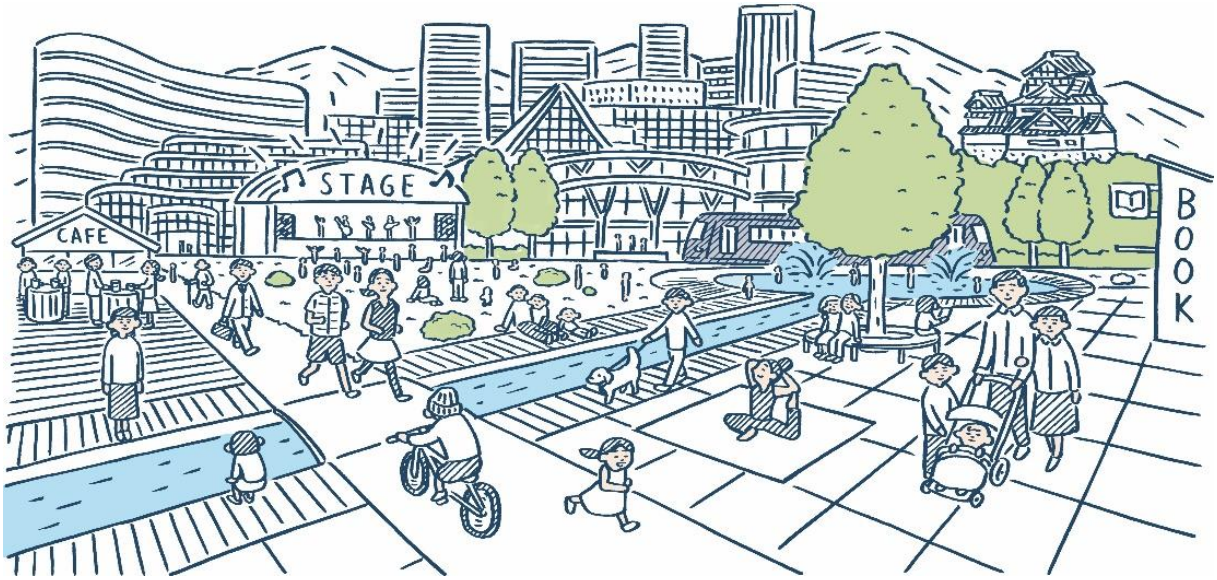

２　基本施策

感染症の流行状況に応じ、市民や事業者のニーズ等を的確にとらえ、また国県等の対策と連携し、必要な対策を迅速かつ的確に講じていきます。

施策１　感染拡大を防止する

⇒感染拡大の防止に向け、衛生資材確保や相談・検査体制、医療提供体制の充実、ワクチン接種の着実な実施に取り組みます。

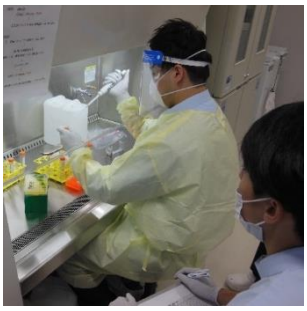

施策２　市民生活を守る

⇒市民生活への影響を最小化するため、正しい知識の普及啓発をはじめ、経済的困窮への対応、市民の健康や文化・スポーツの維持、子どもの学習支援などに取り組みます。

施策３　地域経済を再建する

⇒中小企業等の事業継続や雇用の維持に加え、地域経済の速やかな回復に向け、消費喚起や農水産業の振興、企業誘致などに取り組みます。

施策４　強靭な社会経済基盤を構築する

⇒感染症や自然災害に強くスマートな社会経済構造に転換し、安心して暮らせる持続可能なまちの実現に取り組みます。

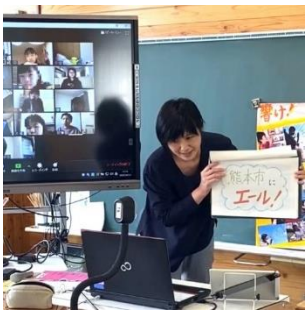

施策１　感染拡大を防止する

感染症が収束するまでは、基本的な感染防止対策を徹底するなど再拡大に備えるとともに、再拡大した場合は、適時的確な対策を講じていく必要があります。そこで、市民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大防止対策や医療提供体制の充実に取り組みます。

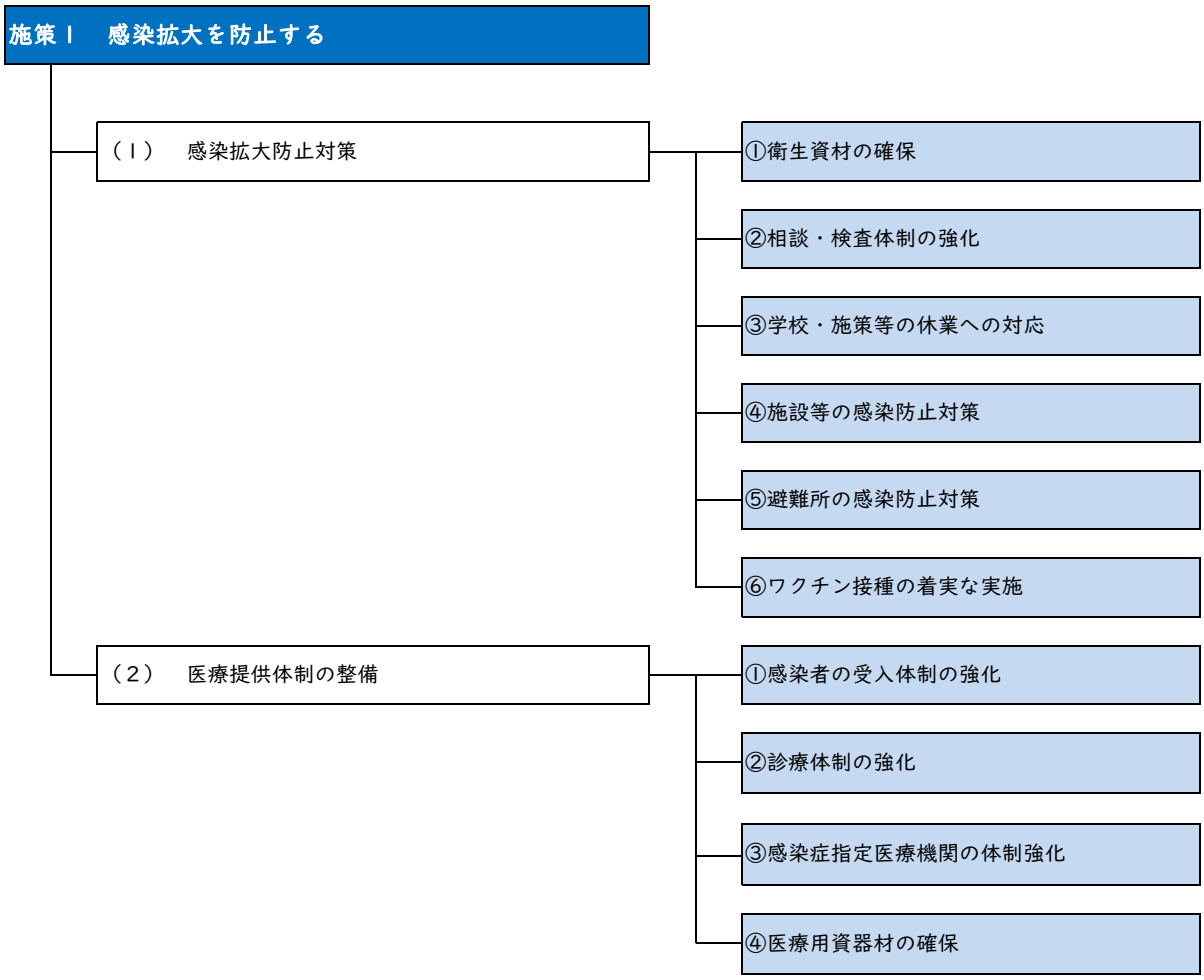

（１）感染拡大防止対策

①衛生資材の確保

市民の生命と健康を守り、市民の不安を払拭するため、基本的な感染防止対策を徹底する必要があります。そこで、マスク・消毒液等の衛生資材を十分に確保し、必要に応じて医療機関をはじめ学校や保育所、社会福祉施設等へ配備します。

（主な対策）

・継続的な衛生資材の確保
・医療機関や感染が発生した社会福祉施設等への衛生資材の配布

②相談・検査体制の強化

本市では、市内の感染者数に比例し、相談・検査件数も増加しています。感染拡大を防ぎ早期に封じ込めるためには、感染者が急増しても必要な相談・検査が迅速かつ確実に受けられる体制を維持することが不可欠です。そこで、感染症に関する相談と医療機関への受診を調整する保健所の相談体制の充実を図るとともに、熊本市医師会との連携や民間検査機関等を活用して、検査体制の強化を図ります。

（主な対策）

・検査体制の更なる充実と強化
・積極的な検査の実施

③学校・施設等の休業への対応

感染症拡大に伴う学校・施設等が休業になった場合、子どもの居場所の確保や、保護者の就業の継続と子育てとの両立などが課題となります。そこで、共働きやひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な家庭の子どもが安心して過ごせるよう、児童の受け入れ環境や、保護者が就業を継続できる環境を整備します。

（主な対策）

・休校に伴う子どもの受入先の確保
・児童養護施設等の生活向上のための環境改善
・障害福祉サービス等事業所における人員基準等の臨時的な取扱いの実施

④施設等の感染防止対策

多くの人が利用する施設、特に重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方が利用する施設では、クラスターを防ぐため、感染リスクの軽減措置を徹底する必要があります。そこで、市役所などの公共施設をはじめ社会福祉施設やスポーツ施設等において、感染防止に資する環境整備や運用を行います。

（主な対策）

・三密（密閉・密集・密接）回避及び感染防止対策を徹底した窓口対応
・テレワークの利用促進
・民間企業等への抗原検査キットの配布

⑤避難所の感染防止対策

大規模な地震や風水害など災害時に開設する避難所においても、三密（密閉・密集・密接）回避など感染防止対策が不可欠です。そこで、指定避難所での衛生資材等の備蓄及び適切な運営、情報発信を行うとともに、感染症の濃厚接触者の方等が他の避難者との接触を避けるための「保健避難所」及び「保健室」を設置するなど、避難所の環境整備を図ります。

（主な対策）

・「保健避難所」制度の運用
・避難所における感染症対策（パーティション等の設置）
・避難所混雑状況の情報発信（熊本市防災情報ポータル）

⑥ワクチン接種の着実な実施

感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として感染症のまん延の防止を図ることを目的として、希望する市民への早期接種完了に向けた接種体制を確保します。

（主な対策）

・接種券交付等の対象者への個別案内・周知
・ワクチン接種の実施医療機関の確保
・本市が実施する集団接種会場の設置
・副反応等の正しい情報や接種を行わない方への差別や偏見の防止の周知

（２）医療提供体制の整備

①感染者の受入体制の強化

感染者が急激に増加した場合、医療機関の病床（ベッド）数や医療従事者等の不足から、医療提供体制がひっ迫することが危惧されます。感染者の重症化を防止するとともに、救急医療や通常医療を安定的に提供するためには、医療崩壊を未然に防がなければなりません。

そこで、熊本県をはじめ、医療機関や医師会等と連携しながら、新たな受入病床の確保を図るとともに、確保した受入病床が有効活用されるように、保健所による適切なトリアージを行い、宿泊施設や自宅での療養を行うほか、回復患者を受け入れる後方支援医療機関への転院調整の促進など、感染者の症状等に即した適切かつ柔軟な対応が図られるような医療提供体制の整備に取り組みます。

（主な対策）

・受入病床の更なる確保
・自宅療養者等へのフォローアップ体制の強化

②診療体制の強化

感染拡大当初、多くの医療機関において、感染対策が困難であるとの理由で発熱患者を受け入れることができず、発熱患者が医療機関を受診できない状況が生じました。そこで、発熱患者が安心して医療機関を受診できる体制の強化に取り組みます。

（主な対策）

・診療協力医療機関の拡充
・検査協力医療機関との連携体制構築
・診療・検査医療機関の体制構築

③感染症指定医療機関の体制強化

感染症指定医療機関は、感染症患者の受入れ先の中心となることから、感染者の更なる急増への備えが重要となります。そこで、熊本県や医師会等と連携し、感染症指定医療機関の医療従事者や診療体制の強化を図ります。

（主な対策）

・防護服等感染対策物資の備蓄
・院内感染防止対策の強化

④医療用資器材の確保

感染拡大当初、感染症指定医療機関をはじめ入院受入医療機関において、感染防止対策に必要な医療用資器材が入手困難となりました。そこで、市場等での確保困難時に、市から必要な医療用資器材を提供できるよう、医療機関用のサージカルガウンやフェイスシールド等の医療用資器材を確保・備蓄し、安定した医療提供の継続を支援します。

（主な対策）

・医療機関等の感染防止に係る防護具等の医療用資器材の備蓄・配布
・救急隊員の感染防止資器材の備蓄等

施策２　市民生活を守る

感染症の拡大に伴い、感染者等に関する個人情報の取扱い方や人権侵害等、様々な課題が発生しており、また、学校、地域等での社会活動の停滞や、心身の健康面、子どもたちの学習への影響が懸念されています。

そこで、市民生活への影響を最小化するため、正しい知識の普及啓発をはじめ、経済的困窮への対応、市民の健康や文化・スポーツの維持、子どもたちの学習支援などに取り組みます。

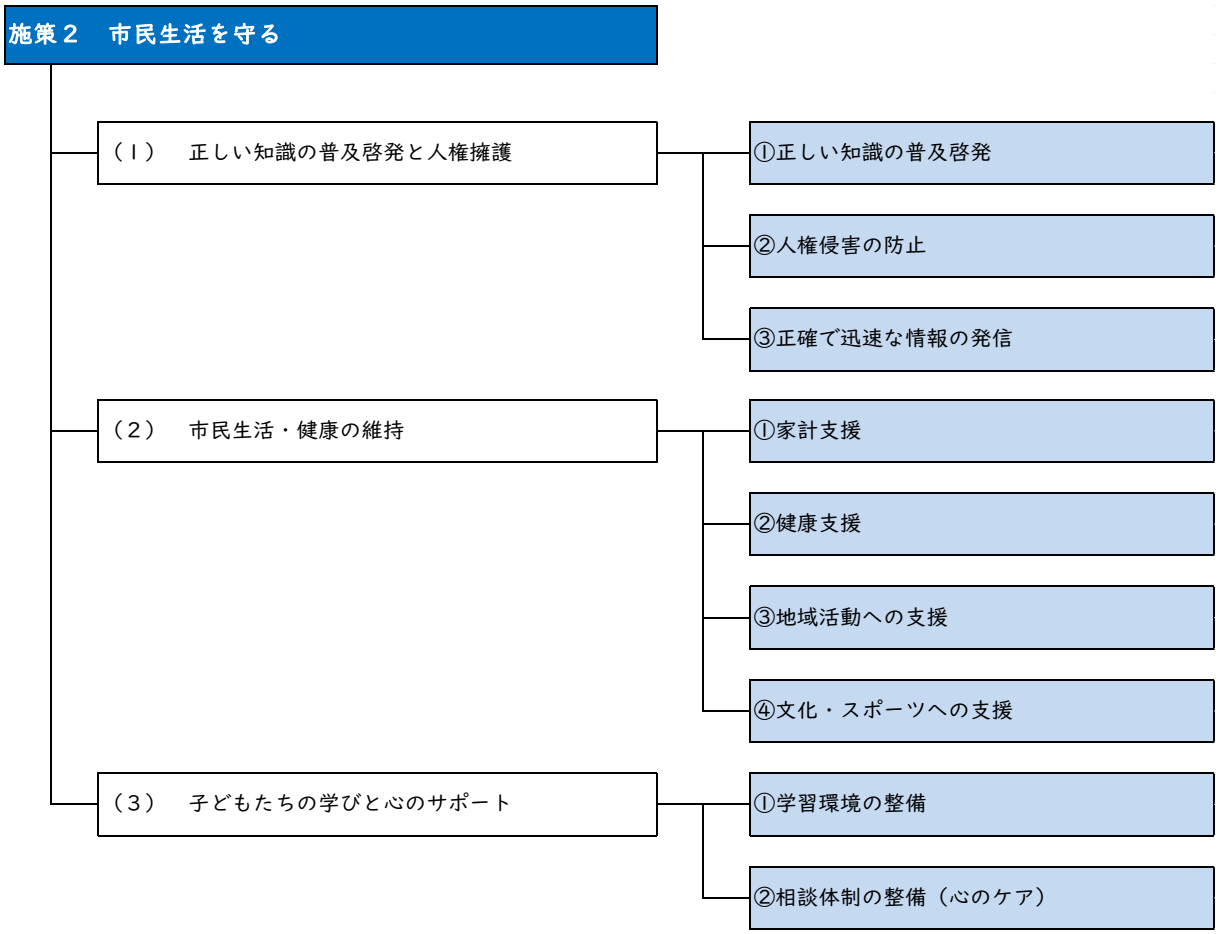

（１）正しい知識の普及啓発と人権擁護

①正しい知識の普及啓発

感染症の拡大を防ぐとともに不安を解消するためには、感染症に関する正しい知識や予防に関する情報を状況の変化に応じ周知することが必要です。そこで、感染状況や入院状況等の情報提供に加え、マスクの着用、手洗い、三密（密閉・密集・密接）の回避をはじめとした感染対策などの普及啓発に取り組みます。

（主な対策）

・感染症の発生状況やＰＣＲ検査件数等の公開

・熊本県のリスクレベルに基づく注意喚起

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の利用推進

②人権侵害の防止

感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別や飲食店等に対するデマ等による客足減少が見られるなどの風評被害が発生しています。さらに、ワクチン未接種者に対する不利益な取り扱いや差別、いじめ等の発生が懸念されています。そこで、正しい情報に基づいて冷静な行動を促し、人権侵害を未然に防止するための人権啓発や、被害者への支援体制を強化します。

（主な対策）

・差別被害者への支援強化

・ホームページ、市政だより、新聞、ＴＶコマーシャル、動画配信等による人権啓発

③正確で迅速な情報の発信

感染症に関する多くの情報が流れる一方で、情報の正誤の判断が難しかったり状況の変化に伴い必要とする情報等が得られにくい場合があります。特に、インターネット環境等を持たない、いわゆる情報弱者にとっては日々変化する情報の取得が困難な状況です。そこで、あらゆる広報媒体を活用し、だれもが必要とする正しい情報を得られるよう正確で迅速な情報の発信に努めます。

（主な対策）

・市ホームページの特設サイトによる情報発信

・あらゆるメディア、ＳＮＳ等を活用した正確・迅速な情報発信

（２）市民生活・健康の維持

①家計支援

外出や営業の自粛要請等は、経済活動を縮小させ、パートやアルバイトなどの非正規雇用労働者の家計を直撃しており、雇用対策に加え、福祉制度も含めた包括的な生活支援が必要です。そこで、離職等によって住居を失う恐れのある方等への住居確保支援、納税の猶予等、市民生活の維持のための支援を行います。さらに、非課税世帯等への給付金などの助成のほか、生活困窮者等に対して、相談・支援体制の強化を図り、一人ひとりの状況に適した支援を行います。

（主な対策）

・離職等により住居を失う恐れがある方への給付金支給と支援体制の強化

・収入が減少した被保険者に対する国民健康保険料・介護保険料等の減免

・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

・非課税世帯等への臨時特別給付金
・納税及び水道料金等の猶予

②健康支援

感染拡大防止に伴う行動変容等は、社会活動や人との交流、運動・スポーツの機会を減少させ、長期化することで心身の健康面へ影響を及ぼすことが懸念されています。市民の行動変容に伴う健康悪化の防止と、体力・健康の維持に取り組み、メンタル面のサポートを強化するとともに、特に活動量の低下によりフレイル（虚弱）や要介護リスクが高まる高齢者等への健康支援を行います。

（主な対策）
・感染防止対策を講じた健康づくり支援
・ＳＮＳ等を活用した不安やストレスを抱えた方に対する自殺やこころの病気予防のための相談事業の推進
・健康ポイント事業の更なる周知広報とアプリ登録促進へのインセンティブの充実

③地域活動への支援

感染拡大防止に伴う外出自粛等で、自治会などのまちづくり活動や福祉活動の見送り、生涯学習活動の自粛を余儀なくされ、影響の長期化により、熊本地震を契機に培ってきた住民同士の繋がりの希薄化、地域コミュニティの分断や担い手不足、地域力の低下が懸念され、地域活動の在り方が問われています。そこで、感染防止策を講じながらの活動再開とともに、ＳＮＳやリモート会議などのデジタル技術の活用等により、地域活動を支援します。

（主な対策）
・地域団体ＩＣＴ活用の推進（ＩＣＴ関連講座開催やＬＩＮＥによる情報提供など）
・地域団体向け補助金の電子申請システムの導入

④文化・スポーツへの支援

外出自粛や三密（密閉・密集・密接）回避等で展覧会の中止やスポーツイベント開催等の自粛や見送り、制限を余儀なくされている文化芸術、スポーツは、参加機会等の減少により、活動そのものの停滞や、今後の維持・継承が懸念されています。そこで、感染リスクを抑えながら文化芸術に触れる機会を創出するとともに、新たなスポーツスタイルの確立や地域におけるスポーツの機会の確保を支援します。

（主な対策）
・アーティスト支援の継続による発表機会の拡大
・文化財等のデジタルコンテンツ化
・ｅスポーツの普及促進

（３）子どもたちの学びと心のサポート

①学習環境の整備

小中学校等の臨時休校に伴い本市では、令和２年（2020 年）４月 15 日から全小中学校を対象にしたオンライン授業を開始するとともに、テレビ局等の協力のもと学習支援特別番組（くまもっとまなびたいム）を放送するなど、学習機会の保障に取り組んできました。令和３年（2021 年）１月末までに全小中学校の児童生徒に１人１台のＬＴＥ対応タブレット端末の整備を完了し、２月から運用を開始しており、また３月末までに高等学校及び特別支援学校の生徒に １ 人１台のＷｉ－Ｆｉ対応端末の整備を完了し、４月から運用を開始しています。感染拡大の影響が長期化する中、再流行に備えＩＣＴを活用しながら児童生徒の主体的・対話的で深い学びができる教育環境を充実することで、学びに向かう力や豊かな人間性、健やかな体を育んでいくことが必要です。そこで、今後さらに、個別の学習サポートや、教員のＩＣＴ活用能力の向上などに取り組みます。

（主な対策）

・学習指導員やスクールサポートスタッフ等の配置
・感染症への不安で登校できない児童生徒に、タブレット端末を活用した授業配信や課題のやりとりをすることによる学習支援
・タブレット端末による学校と家庭の連携の強化

②相談体制の整備（心のケア）

令和２年度（2020 年度）小中学校等の臨時休校に伴い本市では、学校の担任やスクールカウンセラーなどと連携した心のケアのほかＬＩＮＥ相談も実施し、臨時休校期間中に「休校中の過ごし方についての不安」「友人と会えないことに関する不安」「家庭環境に起因する不安」「学習や進学に関する不安」などの相談が寄せられました。

令和３年度（2021 年度）からは、ＬＩＮＥ相談を健康福祉局が行う「こころの悩み相談」一つに統合し、対象者を子どもから大人まで広げて実施するなど、引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・フォローアップ体制を整備し、心のケアに取り組みます。

（主な対策）

・相談体制の充実
・学校を通しての「こころの悩み相談」事業の周知

施策３　地域経済を再建する

感染症の流行状況を慎重に見極めながら、甚大な影響を受けた産業を中心に資源を集中し、官民が一体となり、着実な経済再生に向けた効果的な活性化策を講じる必要があります。そこで、中小企業等の事業継続や雇用の維持に加え、切れ目のない消費喚起や農水産業の振興、企業誘致などに取り組みます。

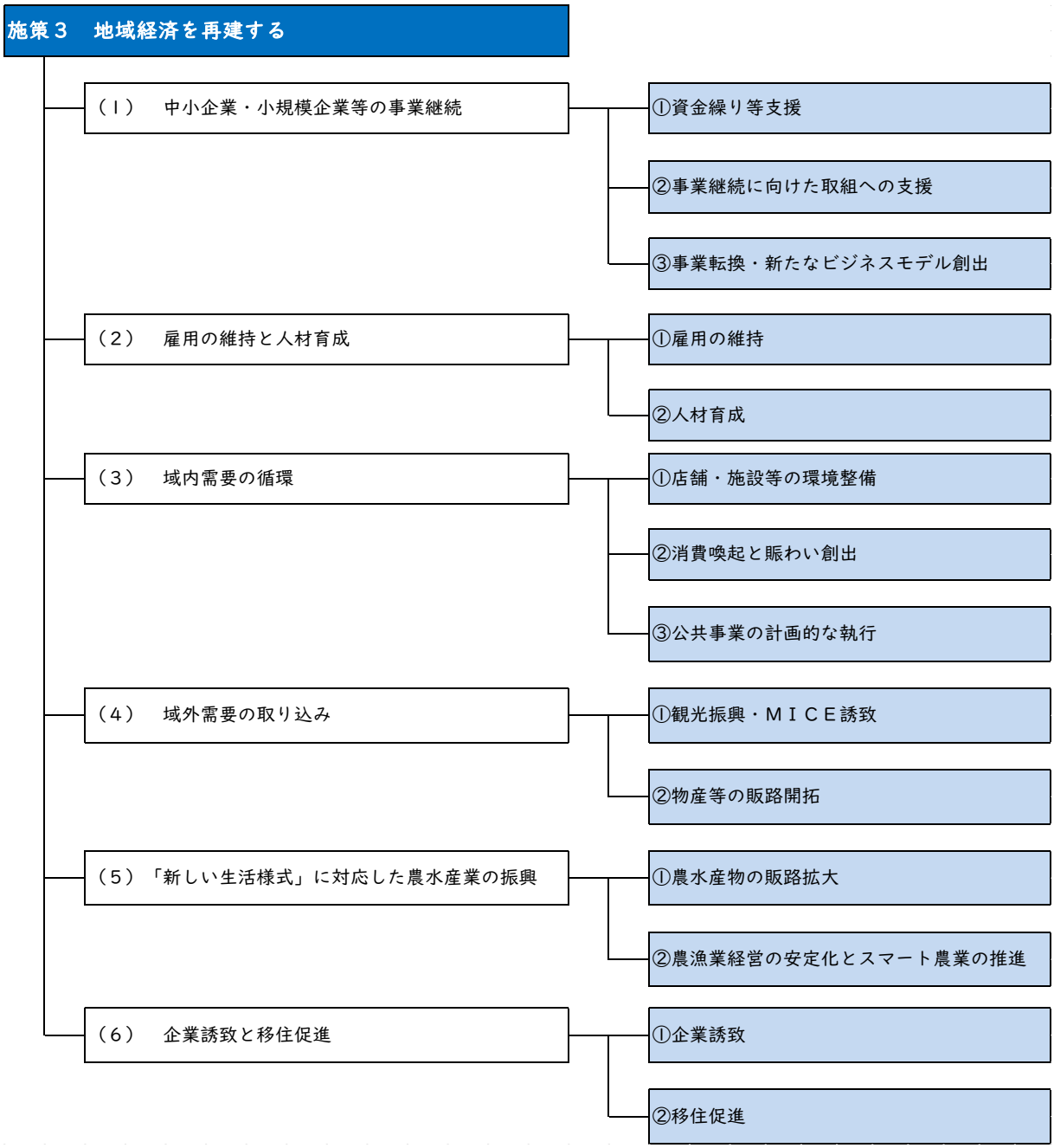

（１）中小企業・小規模企業等の事業継続

①資金繰り等支援

感染症の流行状況が拡大・縮小を繰り返す中で、行動自粛から消費が落ち込み、中小企業・小規模企業をはじめとした事業者の資金繰りは厳しい状況にあります。特に、旅行業や宿泊業などの観光関連産業や外食などの飲食業は、深刻な打撃を受け、農漁業者や、交通事業者など幅広い業種に影響が波及しています。

そこで、国の様々な支援制度の周知に加え、県と連携した融資制度への利子補給や、営業時間短縮要請に協力することで収入が減少する飲食店等の家賃支援など、本市独自の資金繰り支援を行います。

（主な対策）

・新型コロナウイルス対応融資利子補給
・時短営業協力者への緊急家賃支援
・農漁業者への資金繰り支援の継続実施、収入保険制度等への加入促進

②事業継続に向けた取組への支援

売上の減少等に伴い、飲食店等での弁当のテイクアウトや、配送事業者による飲食品の配送など、売上向上につながるような様々な創意工夫が行われています。そこで、引き続き、産業分野ごとに、感染症の流行による具体的な影響、各事業者の実態等を把握するとともに、異業種間の連携やｅコマースの導入など、「新しい生活様式」の中でも消費行動を取りやすくなるような取組に要する費用を助成するなど、現在営んでいる事業の継続のために必要な支援を行います。

（主な対策）

・時短営業協力者への緊急家賃支援
・営業時間短縮要請に伴う協力金（県事業費への一部負担）
・飲食店デリバリーの利用促進

③事業転換・新たなビジネスモデル創出

業績悪化や事業継続に見通しがつかず廃業する事業者の増加が懸念されます。また、先進的な「新しい生活様式」に対応した事業の掘り起こしが必要です。そこで、廃業した中小事業経営者の再起業や、「新しい生活様式」に対応した事業転換に対するアドバイス、専門家派遣によるサポート、新製品の研究開発や関連産業間の連携強化への支援等を行います。

また、ビジネスアイデア創出や事業立ち上げの促進を目的として、事業間のマッチングや起業家向けの育成プログラムなどを実施します。加えて、新たなビジネスモデルを展開する上で支障となる規制について、事業者が行う国に対する緩和の要望等を必要に応じて支援します。

（主な対策）

・スタートアップ及び第二創業者の発掘や育成の推進

（２）雇用の維持と人材育成

①雇用の維持

雇用は、今後、感染症による影響の長期化等により、企業や事業者の資金繰りが悪化した場合、非正規社員の雇止めや倒産・廃業による失業者の増加が懸念されることから、国及び県の施策との整合をとりつつ、それぞれと連携を図り、本市の施策を推進します。具体的には、休業等による従業員の収入減少に対しては、現在の職を継続しつつも収入を安定させるために副業や出向の支援を行います。

また、感染症による影響で失業を余儀なくされた方の早期就職を支援するため、当該失業者等を雇用した企業や人手不足が深刻で求人数が多い介護・警備・運輸・建設分野に就職した方へ奨励金を支給するとともに、オンラインによる就職説明会を実施することで、就職促進を図ります。

（主な対策）

・緊急雇用維持推進事業（出向・副業支援）
・失業者就業支援事業（就職奨励金・雇用奨励金）
・オンライン合同就職説明会の開催
・男女共同参画型再就職支援

②人材育成

感染症の流行状況が拡大・縮小を繰り返す中、失業者の増加が懸念される一方で、依然として人手不足業種もあります。そこで、まずは、失業者と介護分野等の人手不足業種をつなげる対策等を実施し、安定した市民生活を支えるために、就職やキャリアアップに必要となる資格の取得を支援します。

また、「新しい生活様式」に即した働き方であるテレワークの導入が求められており、感染症収束後を見据えた経済回復のためには、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した生産性向上が必要であることから、ＩＣＴ活用人材の育成にも取り組みます。

（主な対策）

・職業訓練センター管理運営（求職者に対する職業訓練）
・産業人材育成支援（介護福祉士実務者研修）
・ＩＣＴ活用人材育成

（３）域内需要の循環

①店舗・施設等の環境整備

感染拡大を防ぎながら経済活動を行うためには、「三密（密閉・密集・密接）」を避けるなど「新しい生活様式」を取り込むことが求められていることから、これまで、本市では感染予防に取り組んでいる飲食店等を、本市独自の「感染拡大防止実践店」として認定し、店舗数の拡大を図ってきたところです。その後、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改訂に伴い、令和３年（2021 年）６月、熊本県が県内統一の認証基準を定め、感染リスク最小化に向けた新たな認証制度を開始したことから、本市は、県と連携し、当該認証制度の普及を後押しすることで、市民が安心して利用できる飲食店等の環境整備の支援を行いました。

また、令和２年（2020 年）４月から開始した老朽建築物の建替促進策である、まちなか再生プロジェクトでは、新型コロナウイルス感染拡大等、社会状況変化に対応して、令和３年（2021 年）４月より財政支援制度の拡充を行い、高効率換気設備や防災備蓄倉庫の整備等に取り組む場合に最大 1,000 万円の財政支援制度を追加し支援しています。

（主な対策）

・「新しい生活様式」に対応したオフィスビルの建設支援

②消費喚起と賑わい創出

低迷した消費マインドを向上させ、継続的な消費を喚起していくには、感染状況を注視しながら、段階的に圏域内の社会経済活動から徐々に再開し、地域経済を回復していく必要があります。そこで、国、県、商店街などの関係団体と連携した切れ目のない消費喚起や県内における観光交流の促進、地元農水産物の消費拡大など、まちの賑わいの回復に取り組みます。

（主な対策）

・商店街等団体が販売するプレミアム付商品券への支援
・飲食店食べ歩き１億円キャッシュバック事業（外食需要の増進）
・飲食店デリバリーの利用促進
・テレワークの利用促進
・市内商店街の空き店舗への新規出店等に対する支援

③公共事業の計画的な執行

熊本地震からの復旧復興や施設・インフラなどの強靭化、人口減少社会を見据えた公共施設等の老朽化対策を着実に進めるとともに、雇用を維持し地域経済を下支えするため、公共事業を計画的に執行する必要があります。そこで、都市機能の維持向上や自然災害に備え、公共事業を計画的に執行することで、安定した仕事の確保を図ります。

（主な対策）

・ＩＣＴ技術を活用した工事及び点検等の推進
・「熊本市国土強靭化地域計画」に基づく取組の推進
・各種計画に基づく公共工事の計画的執行

（４）域外需要の取り込み

①観光振興・ＭＩＣＥ誘致

感染拡大が全国的に収束傾向となり市民不安が払拭された後は、国内の人の流れを創り出し、国外との観光交流の再開に備える必要があります。そこで、ウィズコロナに対応した新しい観光スタイルを確立するとともに、新たなターゲット開拓や受入環境の整備、プロモーションを展開します。また、熊本城ホールや市民会館等の施設の利点や特性をいかした文化催事や、コンベンション等のＭＩＣＥ[5]誘致に戦略的に取り組みます。

（主な対策）

・旅行商品割引事業の推進（ＬＯＯＫＵＰ Ｋｕｍａｍｏｔｏキャンペーン）
・県内市町村と連携した国内観光客誘致
・インバウンドの需要回復を見据えた滞在型旅行商品の情報発信

②物産等の販路開拓

感染拡大の長期化により、食品製造業では飲食業への納品の減少や実演販売やイベントへの出演が中止になり、また、物産販売店においても、外国人観光客の減少により、売上の減少が深刻な状況にあります。そこで、「新しい生活様式」に対応するｅコマースの導入や、物産展・見本市等への出展を支援するなど、物産業者や製造業等の新たな販路開拓による売上向上を図ります。

（主な対策）

・製造業の販路拡大のための商談会の開催
・ＥＣ展開支援事業補助金（ＥＣでの販路開拓を支援）
・物産展等出展支援事業補助金（物産展等での販路開拓を支援）

（５）「新しい生活様式」に対応した農水産業の振興

①農水産物の販路拡大

各種イベントの中止、国内外からの観光客の減少、外出自粛等により外食需要が低迷する一方で、「巣ごもり消費」需要の増加に伴い通信販売の売上が増加し、道の駅等の農産物直売所のニーズも高まっている状況です。そこで、通信販売の活用を支援することで、

[5] MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会や学会、スポーツ大会等（Convention）、イベントや展示会など（Event/Exhibition）を包括した集客施策の枠組みのこと。

熊本産品の販路を拡大するとともに、アプリを活用し生産者からの出荷情報等を直接消費者に発信する等、農産物直売所の利用促進を図ります。

（主な対策）
- 地元農水産物の消費拡大ＰＲ対策の継続実施
- 大消費地を対象とした通信販売を活用した支援
- 農産物直売所への出荷情報を生産者が消費者に向けてリアルタイムに発信できるアプリの利用促進

②農漁業経営の安定化とスマート農業の推進

感染症の拡大の影響で、経営資金が不足する農漁業経営体が発生したほか、外国人技能実習生の受入制限等による労働力不足が懸念されます。また、感染防止の観点から、対面での技術指導や会議・研修会等が従来どおり実施できず、産地づくりを進める上で重要となる農業関係者間での情報や技術の共有機会が減少しています。そこで、県やＪＡ等と連携しつつ、農漁業経営体のリスク対応力の強化や雇用労働力確保対策に取り組むとともに、ＩＣＴやＡＩ等を活用したスマート農業[6]技術の現場実装を推進します。

（主な対策）
- 農漁業者への資金繰り支援の継続実施、収入保険制度等への加入促進
- 農業における雇用労働力確保の取組
- ＩＣＴやＡＩ等を活用したスマート農業の推進

（６）企業誘致と移住促進

①企業誘致

人口・産業の集積する大都市圏では、過度の人口集中に伴うリスクが再認識され、感染リスク分散の観点等から、テレワークの推進や地方への会社機能の移転への関心が高まっています。そこで、これを契機とし、首都圏等の企業をターゲットとした誘致活動により、新たな雇用の創出や経済活性化に取り組みます。

（主な対策）
- コワーキングスペース利用促進事業の推進
- 首都圏企業地方進出支援事業の推進

②移住促進

地域経済の再生・回復期に必要となる人材確保が重要であり、生産年齢層（労働力）の転入増加を図ります。ＵＩＪターン就職希望者に対する支援や、移住意欲の高まりが見ら

[6] スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

れる首都圏在住リモートワーカーをターゲットとするワーケーション[7]を核とした移住施策を実施します。

（主な対策）

・移住促進雇用対策
・地方創生移住支援
・移住促進ワーケーションの活用
・首都圏プロモーション

[7] ワーケーション：「ワーク」（労働）と「バケーション」（休暇）を組み合わせた造語で、テレワークを活用し、職場や居住地から離れた観光地等で余暇を楽しみつつ、仕事を行うこと。

施策４　強靭な社会経済基盤を構築する

外出自粛や人と人との接触を低減することを基本とした感染症対策により、ライフスタイルや働き方、地域・福祉活動などの変化を余儀なくされました。

一方で、テレワークやＷｅｂ会議、オンラインでの授業や面会といったデジタル技術は、仕事や教育、医療をはじめ社会経済活動の維持に効果を発揮するとともに、個人の多様な働き方や生き方、地域課題に対してきめ細かに対応できる可能性を示しました。感染症の流行等に備え、感染リスクに適応した強靭な社会経済システムや都市構造へと転換し、将来の持続可能な成長につなげていく必要があります。

そこで、感染症や自然災害に強くスマートな社会経済構造に転換し、安心して暮らせる持続可能なまちの実現に取り組みます。

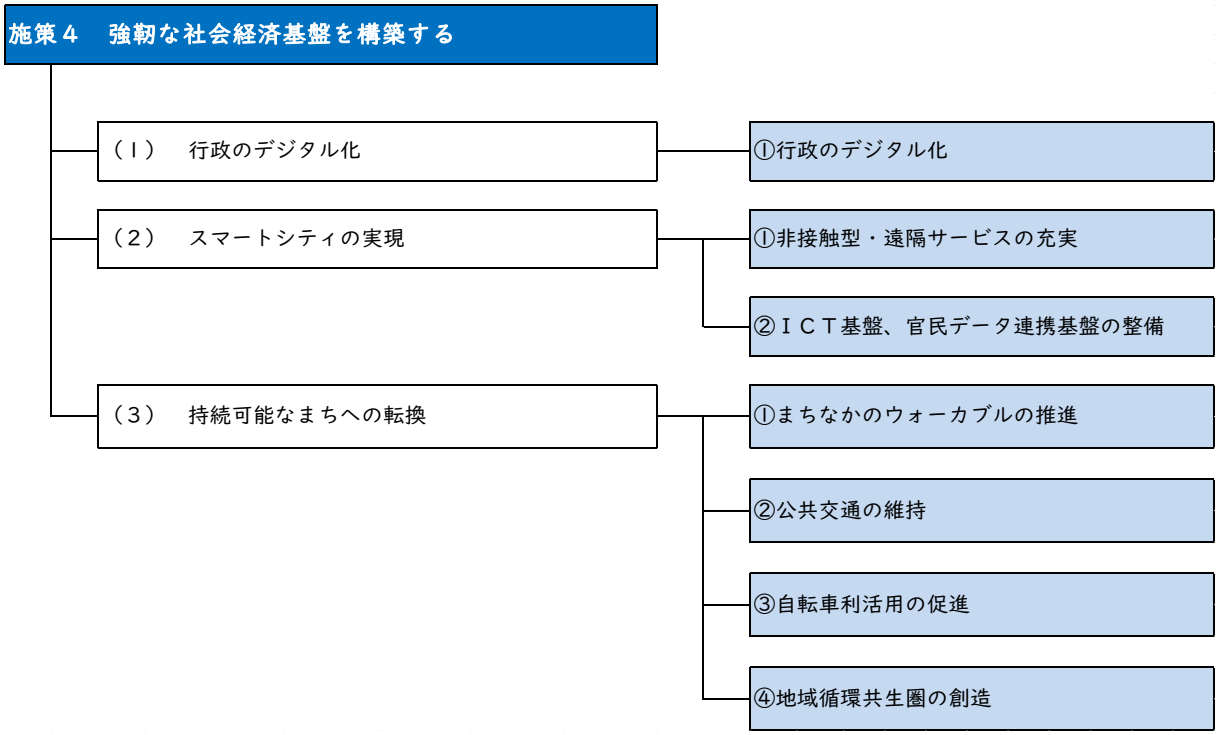

（１）行政のデジタル化

①行政のデジタル化

感染拡大に伴うオンラインサービスやリモート化の普及を契機として、行政手続の利便性を向上させ、窓口に行かなくても手続ができる市役所を実現するため、デジタル技術に対応した行政サービスを拡充していく必要があります。

そこで、マイナンバーカードを活用した行政手続のオンライン化や人工知能（ＡＩ[8]）を活用した業務効率化など、行政のデジタル化を推進します。

[8] AI：人工知能のことで、大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されている。

（主な対策）

・マイナンバーカードの普及、マイナンバーの利活用の促進

・行政手続のオンライン化の推進

・ＢＰＲ（業務改革）実施後、ＲＰＡ ・ＡＩ活用による行政運営効率化

（２）スマートシティ[9]の実現

①非接触型・遠隔サービスの充実

感染拡大防止に向けた外出自粛や休業要請等により、これまで「働き方改革」の取組の一つとして推進されてきたテレワークが注目されるとともに、オンラインによる診療や服薬指導の時限的・特例的な承認、チャットツール等を活用した農業分野における栽培技術の指導・情報共有など、ＩＣＴを活用した非接触型・遠隔サービスに対するニーズが顕在化しました。

また、感染拡大状況に応じて学校の臨時休校等が行われる場合は、ＩＣＴ等を活用した遠隔・オンライン授業など、学びの機会を保障する必要があります。

そこで、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るため、キャッシュレス化や医療・介護におけるデジタル化を進めるとともに、小中学校におけるＩＣＴ環境の整備やデジタル教材など学習支援コンテンツの充実に取り組みます。

（主な対策）

・教育の情報化推進（小中学校のタブレット端末１人１台配備）

・キャッシュレス推進

②ＩＣＴ基盤、官民データ連携基盤の整備

人口減少・少子高齢化社会の進行により、将来的な人手不足や財政的制約の高まりが想定される中、行政や民間の様々なデータを集積し、分析・活用することで、より効率的・効果的なサービスの提供、一人ひとりのニーズに応じた新サービスの創出などにより、健康や福祉、経済・観光、交通など様々な市民や地域の課題の解決が必要となります。そこで、行政のＩＣＴ環境の整備を推進するとともに、民間企業とも連携し、市民や地域社会を支える様々な主体がデータを利活用できるよう環境を整備します。

（主な対策）

・行政と地域団体間のＩＣＴ（リモート会議等）環境の整備

・官民データ連携基盤の在り方の検討

・「スマートシティくまもと推進官民連携プラットフォーム」の運営

[9] スマートシティ：都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

（３）持続可能なまちへの転換

①まちなかのウォーカブルの推進

感染拡大に伴う外出自粛や感染への不安から、まちなかを訪れる人が減少しています。まちなかを訪れた人が、人と人との身体的距離を確保し、安全・安心に回遊・滞在できるよう、歩行空間を拡充するとともに、屋外における民間による休憩施設やカフェの設置等を促進します。また、まちなか再生プロジェクトにより、建替えを促進するなかで、ビルの換気など、新しい生活に対応した取組を誘導します。更に、まちなか再生プロジェクトなどで生み出された空地について、一定のルールのもと、まちの賑わい創出など幅広い使い方ができるように策定したガイドラインの活用を促進します。

（主な対策）

- まちなか再生プロジェクト[10]による公開空地の確保
- 熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドラインの活用促進
- 市民会館前、銀座通りの歩行者空間拡充の検討
- コロナ禍における飲食店等の支援（道路占用許可基準の緩和）
- 歩行者利便増進道路等の導入

②公共交通の維持

感染拡大に伴う外出自粛や感染への不安等から、市電、バスなどの公共交通利用者が全体的に落ち込んでいます。一方、市電やバスの車内は、朝の通勤ラッシュの時間帯や帰宅時間帯は混雑しており、身体的距離が取れない状況にあります。そこで、車内の感染防止対策や密の解消に取り組むとともに、利用者の時差出勤や混雑回避の参考情報として市電車内の混雑状況を公表しています。

また、地域経済や市民生活に欠かせない市電や路線バス等の運行継続を支援します。

（主な対策）

- 公共交通に対する運行継続支援
- 市民の外出支援（バス・電車 100 円の日）

③自転車利活用の促進

これまで自転車は、主に近距離の通勤・通学で利用されていましたが、感染症の防止や人との接触が少ない移動手段として、また、健康や環境の面でも注目され、世界中で利活用が見直されています。そこで、本市においても、「ニューノーマル」に対応できる移動手段として、自転車の利活用を更に促進します。

---

[10] まちなか再生プロジェクト：老朽化した建物の建替えを促進し、耐震性、防火性を向上させ、また、空地を生み出すことで、災害時の避難・活動空間を確保し、まちの防災力向上を図るもの。

（主な対策）

・自転車利活用の促進（通勤・通学等）

・中心部駐輪場の拡充

・シェアサイクルの導入

④地域循環共生圏の創造

国際エネルギー機関（IEA）は、世界の温室効果ガス排出量が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴って令和２年（2020 年）に減少したものの、令和３年（2021 年）は過去最高水準に達したと報告しています。地球温暖化の進行に伴い、自然災害の更なる頻発化・激甚化といった気候危機や感染症のリスクが高まることが懸念される中、経済の回復にあたっては、二酸化炭素の排出増を最小限にすることが必要です。

そこで、日本発の脱炭素化・ＳＤＧｓの構想である「地域循環共生圏」[11]の創造を目指し、地球温暖化対策などの環境負荷低減と地域経済の好循環を両立させる取組を推進します。

（主な対策）

・広域的な地下水保全対策の更なる連携や節水に向けた啓発活動の強化

・熊本連携中枢都市圏における地球温暖化対策実行計画に掲げる取組の推進

[11] 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

Ⅳ　推進するために

我が国のみならず世界経済の動向を視野に入れ、刻々と変化する社会経済情勢を見極めながら、各対策については、適宜、柔軟な見直しを行っていきます。

熊本地震の経験や教訓をいかし、市民・地域・事業者・行政が一丸となって、危機を乗り越えていきます。

１　市民・地域・事業者・行政が一体となった推進体制

市民・地域・事業者・行政が適切な役割分担とパートナーシップのもと、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に取り組みます。

（市民）

・「三密（密閉・密集・密接）の回避」や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）の利用登録」をはじめとした基本的な感染防止対策を継続します。

・感染者や濃厚接触者、その家族、医療関係者に対する誤解や偏見に基づく差別は行いません。

（地域）

・「新しい生活様式」を取り入れた地域・福祉活動により自主自立のまちづくりに取り組みます。

（事業者）

・業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインにより、感染防止対策を実践します。

・同業種間や異業種間で連携します。

（行政）

・感染症の流行状況を的確に把握分析したうえでリスクレベルを判断し、それに応じた注意喚起を行います。

・市民や事業者、地域における「新しい生活様式」の実践を支援します。

２　熊本県及び近隣市町村との広域連携

本市はもとより県全体の経済再建や活性化、市民生活の質の向上につながるよう、熊本県や熊本連携中枢都市圏等との連携を強化しながら取組を推進します。

３　行財政基盤の確立と迅速かつ効果的な事業展開

既存の事務事業を見直し、リソース（人、予算、情報）を本プランの事務事業に集中させ、迅速かつ的確に実行します。既存の制度や枠組みを前提とせず、柔軟な発想により「新しい生活様式」を取り入れたイノベーションにチャレンジします。

４　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた事業展開

ＳＤＧｓの「誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」の理念を踏まえるとともに、経済面・社会面・環境面への影響を考慮に入れながら取組を推進します。

［発行］熊本市
第１版　令和２年（2020 年）10 月
第２版　令和４年（2022 年）　4 月

※本プランの策定にあたっては、令和２年（2020 年）４月 17 日に 13 名の職員からなる専従の「経済・市民生活再建プロジェクトチーム」を経済観光局内に設置し、分野横断的に作業を進めました。このプロジェクトが作成した「たたき台」をもとに、全庁的な議論を行ったうえで策定しました。